

新型コロナウイルスワクチン接種の広域接種について

1 要旨

広島県において、ワクチン接種を円滑かつ迅速に進めるため、県民が住所地内外に関わらず接種を受けられる体制（広域接種）を確保するため、県、各市町、医師会がその体制について本日、覚書を締結した。

本市は、覚書を締結後も実施に向けての協力及び支援をする。

2 接種体制

(1) 覚書の内容

- ① 個別接種について、やむを得ない理由の有無に関わらず、接種を可能とし、住所地外接種届の手続きを不要とする（広島県内に限る。）。
② 集団接種については、市町の判断とする。

(2) 実施期間

令和3年8月1日～令和4年2月28日 ※各市町の接種開始時期以降

(3) ワクチン配分

県が各市町に割り当てる基本計画枠を除き、県の調整枠において配分する。

(4) 周知等

県のHP等で周知する。

(5) 覚書締結日

令和3年7月29日（木）

3 本市の対応方針

(1) 方針

本市もこの枠組みに参加する。

(2) 参加理由

- ① 市民は広島市や呉市へ勤務者が多く、接種の利便性が増すことで接種率向上が期待できるため。
② 市の接種は順調に進んでおり、8月末で希望者の第1回目接種が完了予定であるが、予約ができなかった市民に新たな接種機会が設定できるため。

(2) 実施方法（本市で受入れる場合）

- ① 予約枠：第8回接種予約の6000人分のワクチンのうち、未予約枠2000人分を活用する。
② 予約期間：第8回予約期間終期の延長（7/27⇒8/17）する。
③ 予約方法：電話もしくはインターネット予約とする。